

小林市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査（消防監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年6月19日

小林市監査委員	畠中 光男
小林市監査委員	押領司 剛

定期監査（消防）結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査（消防監査）

2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 畠中 光男

小林市監査委員 押領司 剛

3. 監査の対象

小林地区 2 分団（第 1、2 分団） 計 6 部

野尻地区 3 分団（第 8、9、10 分団）計 6 部

4. 監査の範囲

小林市消防団各部の詰所、車両、機械器具等の維持管理状況

5. 監査の実施期間

令和 7 年 5 月 18 日

6. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- （1） 詰所の維持管理は、適切に行われているか。
- （2） 車両及び機械器具の維持管理は、適切に行われているか。
- （3） 出動等の記録及び整理が、適切に行われているか。

7. 監査の方法

小林地区（計 4 分団 13 部）、須木地区（計 3 分団 6 部）、野尻地区（計 3 分団 6 部）を 2 つのグループに分けた上で、隔年で実施している。

各消防団詰所において、消防団の副団長をはじめ団幹部、部長、部の幹部、地元消防協力会長、危機管理課長及び担当職員の立会いの下で、詰所、車両、機械器具等の維持管理状況について監査を実施した。

8. 監査の結果

監査の結果については、全体的なおおむね良好と認めた。

消防団員は、それぞれ本業をほかに持ちながら、市民の生命と財産を守るため、火災、風水害等の災害、有事の際には消防活動に尽力され、平常時においては、訓練、防火啓発等を行っており、日頃から地域防災上重要な役割を果たされている。

団長をはじめ各団員の活動及び活躍に心から敬意を表する。

改善又は検討を要する事項については、以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

(1) 詰所の維持管理について

詰所については、おおむね良好と認めたが、網戸が複数枚破れている部が見られた。これは、前回の定期監査において、改善を要望していたが対応がなされていなかったものである。

所管課である危機管理課は、改善が必要な箇所については早急に対応されたい。また、部においては、定期的な点検を実施し、施設において不具合を発見した場合には、危機管理課へ報告されたい。

(2) 車両の整備及び管理状況について

車両については、おおむね良好と認めたが、車体の右側面に傷があるものが1台見られた。活動に影響はないものの、車両整備は消防活動の根幹をなすため、万全な体制で対応できるよう日頃の点検及び整備に努められたい。

また、部においては、車両に異常が生じた場合、早急に危機管理課へ報告されたい。加えて、危機管理課においては、定期点検や車検の際、傷等がある場合は業者から報告を求めるようにされたい。

(3) 機械器具の整備及び管理状況について

機械器具については、各部とも整理整頓され、使用後も行き届いた手入れがなされていた。

しかし、備品台帳と実数の不一致が複数件見られたので、調査確認の上、整備されたい。

(4) 業務日誌の記録及び整理状況について

業務日誌については、出勤人員数等の記入漏れが複数件見られた。

業務日誌の記録は、業務遂行の充実を図る上で重要となるので、確実な記録整理に努められたい。

所管課である危機管理課においては、詰所、車両、機械器具等の維持管理について、各部における管理状況を把握するとともに、団員への十分な説明、周知及び指導を徹底されたい。